



第 1 3 5 6 0 号
令和 8 年 (2026 年)
8 月 12 日 (水)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示
- 漁船保険付保義務の消滅（昭和加入区）……………（団体支援課） 1
 - 阿蘇救急医療圏の救急病院に関する認定……………（医療政策課） 1
 - 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（障がい者支援課） 1
- 公 告
- 県北広域本部土木部現場事務所整備事業賃貸借業務に係る落札者の決定……………（道路整備課） 2
- 登 載 依 頼
- 熊本県道路交通規則第 2 4 条第 1 項及び第 2 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく申請等の場所、期日及び受付時間の一部を改正する告示……………（警察本部運転免許課） 2

告 示

熊本県告示第 5 9 5 号
漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号）第 1 1 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により令和 4 年（2 0 2 2 年）8 月 9 日熊本県告示第 5 7 1 号で公示した昭和加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 8 日限り消滅したので、同条第 2 項の規定により公示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 1 2 日
熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第 5 9 6 号
救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 1 2 日
熊本県知事 木 村 敬

名 称	所 在 地	認 定 期 間
阿蘇医療センター	阿蘇市黒川 1 2 6 6	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 1 1 日から 令和 1 1 年（2 0 2 9 年） 8 月 1 0 日まで
阿蘇温泉病院	阿蘇市内牧 1 1 5 3 番地 1	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 1 1 日から 令和 1 1 年（2 0 2 9 年） 8 月 1 0 日まで
医療法人社団順幸会 阿蘇立野病院	阿蘇群南阿蘇村立野 1 8 5 番地 1	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 1 1 日から 令和 1 1 年（2 0 2 9 年） 8 月 1 0 日まで
医療法人社団大徳会 大阿蘇病院	阿蘇市一の宮町宮地 5 8 3 3 番地	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 1 1 日から 令和 1 1 年（2 0 2 9 年） 8 月 1 0 日まで
小国公立病院	阿蘇郡小国町宮原 1 7 4 3 番地	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 1 1 日から 令和 1 1 年（2 0 2 9 年） 8 月 1 0 日まで

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和8年（2026年）8月12日

熊本県知事 木 村 敬

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護 きらら 上益城郡益城町広崎2町内491番地1	令和8年（2026年）8月1日
たんぽぽ薬局 八代市迎町一丁目16号7番地	令和8年（2026年）8月1日

公 告

熊本県公告第457号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年（2026年）8月12日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県北広域本部土木部現場事務所整備事業賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部道路都市局道路整備課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2500
ファックス番号 096-384-6121
- 3 落札者を決定した日
令和8年（2026年）6月30日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
東海リース株式会社 福岡支店
支店長 吉田 忠司
福岡県福岡市博多区東比恵三丁目4番2号
- 5 落札金額
60,500,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,500,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和8年（2026年）5月15日

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第11号

平成23年4月1日熊本県公安委員会告示第9号（熊本県道路交通規則第24条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づく申請等の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、令和8年9月1日から施行する。

令和8年8月12日

熊本県公安委員会委員長 野口 恭子

1(6)の表警察署の項及び八代警察署氷川幹部交番の項を次のように改める。

警察署	月曜日から 金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から 金曜日まで	午前9時00分から同11時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで